

A 空中線の水平面の指向特性について、最大空中線利得からの減衰量を、次の表の放送区分ごとに示された方位角の範囲及び方位角の幅以下の間隔において適当な俯角ごとに記載し、俯角及び方位角をそれぞれ該当する欄に記載すること。

放送の区分	俯角の範囲	俯角の幅	方位角の範囲	方位角の幅
地上デジタルテレビジョン放送	0～30°	1°	0～360°	2°

B 空中線系番号の欄は、8の欄から該当する番号を記載すること。

C 補足事項の欄は、その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

(3) その他の基幹放送局の場合

20及び22の欄は記載せず、13の欄に、「空中線の指向特性については、別添の図面のとおり。」と記載し、空中線の水平面及び垂直面の指向特性を明示した図面を添付すること。

[削る]

19 19及び21の欄は、送信空中線に限り次により記載すること。

ア マルチメディア放送、超短波放送又は中波放送を行う基幹放送局の場合は、次により19の欄に記載すること。

(ア) 空中線の水平面の指向特性について、最大空中線利得からの減衰量を、放送の区分ごとに示された次の表の方位角の範囲及び方位角の幅以下の間隔において記載すること。水平面又は垂直面の区別の欄には、水平面の□にレを付け、角度の欄には方位角を、減衰量の欄にはその方位角における減衰量を記載すること。

(イ) 空中線の垂直面の指向特性について、最大空中線利得からの減衰量を、複数の輻射体により構成されている場合にはその主輻射方向ごとに、放送の区分ごとに示された次の表の俯角の範囲の及び俯角の幅以下の間隔において記載すること。水平面又は垂直面の区別の欄には、垂直面の□にレ点を、括弧に主輻射方向の方位角を記載し、角度の欄には俯角を、減衰量の欄にはその俯角における減衰量を記載すること。

(ウ) 空中線系番号の欄は、7の欄から該当する番号を記載すること。

イ 地上デジタルテレビジョン放送を行う基幹放送局の場合は、次によること。

(ア) 19の欄は、アに準じて記載すること。

(イ) 21の欄は、空中線の指向特性が複雑な場合に限り、次により記載すること。

A 空中線の水平面の指向特性について、最大空中線利得からの減衰量を、次の表の放送区分ごとに示された方位角の範囲及び方位角の幅以下の間隔において適当な俯角ごとに記載し、俯角及び方位角それぞれ該当する欄に記載すること。

放送の区分	俯角の範囲	俯角の幅	方位角の範囲	方位角の幅
地上デジタルテレビジョン放送	0～30°	1°	0～360°	2°
超短波放送	0～30°	1°	0～360°	2°
マルチメディア放送	0～30°	1°	0～360°	2°
中波放送	0～90°	5°	0～360°	5°

B 空中線系番号の欄は、7の欄から該当する番号を記載すること。